

令和 8 年 4 月 7 日

生徒・保護者の皆様

尾道市立瀬戸田中学校
校長 佐野 元章

台風・大雨等による警報発令時の対応について

陽春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より本校の学校教育推進につきまして、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、見出しの件について、警報発令時の基本的対応についてご確認いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。コドモンで臨時休業、登校の指示を出しますので、コドモンへの保護者の皆様全員の登録を、よろしくお願いいたします。

1 生徒への対応

(1) 特別警報（大雨・暴雨・暴風雪・大雪・波浪・高潮）の場合

ア 午前6時現在、「尾道市」に上記の特別警報が一つでも発令されているとき

(ア) 小中学校ともに、臨時休業・学校給食停止とする。※波浪・高潮は、沿岸部の該当校

(2) 警報発令（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮）の場合

ア 午前6時現在、「尾道市」に上記の警報が一つでも発令されているとき

※波浪・高潮は、沿岸部の該当校

中学校：自宅待機・学校給食停止とする。

午前11時までに警報が解除になった場合は、学校別に登校時刻を決定する。

※昼食がないので、家で昼食をとって登校するようになる場合があります。

午前11時以降も継続の場合は臨時休業とする。

イ 午前6時以降、始業時までに「尾道市」に上記の警報が一つでも発令されたとき

(※学校給食は、午前6時以降に警報が発令された場合でも通常通り調理を行います。)

中学校：自宅待機とする。

すでに登校している生徒は安全確保を図り、下校させる。

ウ 始業時以降に、「尾道市」に上記の警報が一つでも発令されたとき

(ア) 学校待機とする。

・生徒の安全確保を図り、下校させる。(保護者の迎えをお願いする場合があります)

・学校給食は、時間を早める等の対応が可能か、庶務課と校長会が協議し、決定する。

2 保護者への対応

・上記1(1)と(2)アイの時は、学校からコドモン(メール)により連絡をする。

・上記1(2)ウの時は、学校からコドモン(メール)又は電話により連絡する。

3 教育委員会への報告

学校は、臨時休業報告書(様式第12号)を速やかに尾道市教育委員会に提出する。